

**重要**

〒〈郵便番号〉

〈加入者住所〉

〈加入者氏名〉 様

国民年金基金連合会  
確定拠出年金部

2024年1月

**転職などに伴う「個人型確定拠出年金」手続きのご案内**

平素は、個人型確定拠出年金（iDeCo）制度の運営にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

iDeCoの第2号加入者につきましては、法令上、年に1度加入資格の有無について、当連合会あて届け出が義務付けられており、先般、下記の登録事業所からご提出いただいた届出書におきまして、「退職された」※1等の理由により、登録事業所の勤務証明ができない旨のご回答をいただいております。

第2号加入者が転職などにより以下の登録事業所にお勤めでない場合は、登録事業所の変更手続き等を行う必要があります。※2

つきましては、裏面記載の対応方法をお読みいただき、下記の運営管理機関あてにご連絡の上、**2024年2月29日（木）**までに手続きを行っていただきますよう、お願いいたします。

- ※1 引き続き同一の登録事業所にお勤めの場合でも厚生年金の適用外となられた方や iDeCo に登録されている基礎年金番号との相違などにより事業主様側で在籍確認ができなかった方を含みます。
- ※2 本状以外に、日本年金機構等との記録突合の結果、iDeCo 登録情報と不整合が生じた場合に、当連合会より別の通知物が郵送されている場合があります。不整合が裏面の対応方法に記載の理由による場合で、既にお手続きをされている場合は本通知による手続きは不要です。（各変更手続きは運営管理機関経由で受け付けますので、必ず以下の運営管理機関宛にご連絡いただきますよう、お願いいたします。）

**■現在の登録内容**

基礎年金番号	1234-567890
登録事業所名	ペンション物産（株）
事業所番号	12345678

**■お問い合わせ先**

運営管理機関名	●●●銀行
連絡先	0120-XXX-XXX

なお、上記期限までにお手続きがなされない場合は、個人型年金規約第50条第7項に基づき、**2024年4月26日以降掛金の引落しが停止されます**ので、期限内でのご対応を重ねてお願いいたします。

また、本状と行き違いでお手続きを完了いただいております際には、何卒ご容赦くださいますようお願いいたします。

## 【対応方法】

### （手順1）現在の被保険者種別と勤務先等の確認

- ①現在の被保険者種別と勤務先について、下記に該当する場合は、表面記載の運営管理機関※3 までご連絡の上、各手順に従い必要な手続きをお願いいたします。  
→「転退職等により、表面記載の登録事業所とは異なる事業所に勤務している」場合は、（手順2）にお進みください。  
→「退職等により、厚生年金の被保険者でなくなっている」場合は、（手順3）にお進みください。  
→「厚生年金の被保険者でなくなった方で、国民年金保険料が免除（一部免除を含む）された方、または、農業者年金の被保険者となった方」の場合は、（手順4）にお進みください。  
→事業主様の回答内容に誤りがある（例：退職していない）場合は、事業主様より当連合会コールセンターまでお電話いただき、訂正内容をお伝えください。（国民年金基金連合会コールセンター：0570-003-105）

※3「運営管理機関」とは、お客様が個人型確定拠出年金に加入する手続きをされた金融機関のことで、住所や勤務先の変更といった諸手続きの窓口となります。インターネットから届出書をダウンロードできる運営管理機関もありますので、各社のホームページ等もあわせてご確認ください。

### （手順2）事業所変更手続き※4

- ①「登録事業所とは異なる事業所に勤務している」場合は、以下の帳票を取り寄せてください。  
【提出書類】
  - 加入者登録事業所変更届（K-011）
  - 事業所登録申請書兼第2号加入者に係る事業主の証明書（K-101）
- ②加入者登録事業所変更届に変更前と変更後の登録事業所情報を記入してください。
- ③登録事業所の証明を受けて、運営管理機関までにご提出ください。

※4 当連合会から『企業年金登録情報との不整合のご案内』をお受取りになり、既にお手続きされている方は、この案内による手続きは不要です。

### （手順3）被保険者種別変更手続き

- ①「退職等により、厚生年金の被保険者でなくなっている」※5 場合は、以下の帳票を取り寄せてください。  
【提出書類】
  - 加入者被保険者種別変更届（K-010）
- ②加入者被保険者種別変更届に変更後の被保険者種別と新しい掛金額を記入してください。
- ③運営管理機関までにご提出ください。

※5 当連合会から『個人型年金の記録について』をお受取りになり、既にお手続きされている方は、この案内による手続きは不要です。

### （手順4）加入者資格喪失手続き

- ①「厚生年金の被保険者でなくなった方で、国民年金保険料が免除（一部免除を含む）された方※6、または、農業者年金の被保険者となった方」の場合は、以下の帳票を取り寄せてください。  
【提出書類】
  - 加入者資格喪失届（K-015）
- ②加入者資格喪失届に加入者資格喪失理由を記入してください。
- ③運営管理機関までにご提出ください。

※6 国民年金保険料の免除事由によっては加入者資格の喪失事由に該当しない場合もあります。詳細は「運営管理機関」にお問い合わせください。